

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

地区毎の整備方針は以下の通りとする。

地 区 名	整 備 方 針
阿蘇山上地区 (環境省所管地内)	<ul style="list-style-type: none"> 1 火山地形の保全を図りつつ、魅力ある公園施設の計画的な整備を図る。 2 中岳火口周辺では特に安全面に留意し、阿蘇火山防災会議協議会の行う規制に従い、利用施設と防災施設の適正な整備を行う。 3 砂千里を火山活動をテーマとした自然観察路として位置付け、木製歩道と解説板を整備する。 4 施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて補修を行う。
南阿蘇集団施設地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 根子岳を望む南外輪山麓に整備された集団施設地区で、既存施設の建て替えを主として、自然とのふれあいの場として整備を行うものとする。 2 野営場はオートキャンプに対応した整備を行い、老朽化した施設については再整備を図る。 3 ビジターセンターを中心として野草園、ラクダ山、周辺の樹林を歩道で連絡し、自然とのふれあいの場として面的な整備を行う。
地獄垂玉 集団施設地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 中央火口丘にある温泉地で、湯治場の雰囲気を維持しながら温泉休養地として適正な整備を図っていくものとする。 2 当地区は下田草千里線（歩道）の経由地になっており、周辺には噴気現象が見られることから、利用者の安全を確保しながら火山活動を探勝するための歩道及び駐車場の整備を推進するものとする。
瀬の本集団施設地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 別府阿蘇線道路（やまなみハイウェイ）と久住小国線道路の交差点に位置し、道路利用者の休憩地として整備をおこなうものとする。 2 広大な草原景観を活かした歩道を整備するものとする。

(2) 一般公共施設

公共事業については、円滑な事業の推進を図るため、以下のとおり取扱う。

ア 各種5ヶ年計画等の長期計画については、計画段階から情報の収集、内容の把握に努め、事前の調整を図る。

イ 地域の生活及び産業の基盤となる道路等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、下記の手順に沿って事前に県及び市町村の公共事業担当部局と九州地区国立公園・野生生物事務所との間で、事業内容の調整を図る。

<事前調整手順>

- ① 事前調整の対象となる公共事業は、次年度に実施が見込まれている事業で自然公園法の手続きを必要とするものとする。
- ② 九州地区自然保護事務所は、県の自然公園担当部局を通じ公共事業担当部局に対して、次年度の事業計画について照会し、回答を得る。
- ③ 九州地区自然保護事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施する等、公園計画との調整を図る。
- ④ 公園事業として実施する道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更を必要とするものについては、自然環境保全審議会に諮問する必要があることから、早めに調整を行い、所定の手続きを進める。

ウ 各種公共事業の実施にあたっては、必要に応じ自然環境影響評価を行うよう指導する。

(3) その他の大規模開発

大規模な開発にあたっては、必要に応じ自然環境及び風致に与える影響等について、事前に総合的な調査を行うこととする。